★北方四島を非武装自治区に

―北方領土問題への一つの提案―

いま、北方領土問題はロシアと日本の間で最悪の状態だと言われています。解決の糸口はないのでしょうか。

★オーランド裁定（＝新渡戸裁定）を参考に

◆一九二一年、スエーデンとフィンランドの間にあるオーランド諸島の帰属を巡って争われたとき、新渡戸稲造（＊）は次のような裁定を行って解決しました。

（＊当時の国際連盟事務次長。五千円紙幣の肖像にもなった）

◆【主権はフィンランド。公用語はスエーデン語。この地域は非武装の自治区とする】以来、この島の人々は今日に至るまで約九〇年間平和で豊かに暮らしているのです。（三月三〇日はこの地区の非武装記念日〔祝日〕となっている）

★北方領土も非武装自治区に

◆この裁定を、北方領土問題に応用出来ないか。すなわち、この地域の主権は日本、ただし非武装自治区としてロシア人も住み続けてよい。

◆公用語はロシア語。この地域はロシア人も日本人も自由に出入りできる。そしてこの地域は日米安保条約の範囲外とする。

★二島だけでも非武装自治区に

◆現実解として、早く日露平和条約を結び、非武装自治区を条件に歯舞・色丹両島だけでも返してもらうことです。（一九五六年日ソ共同宣言の実行）

◆日本は、このようにして世界に平和憲法の精神を示すのです。

★外交交渉は平和憲法の精神で

◆憲法の前文に「いずれの国家も自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等の関係に立とうする各国の責務である」とあります。

◆私たち「浜松市憲法を守る会」は、日本政府にこの前文と第九条（戦争放棄）の精神をもって、解決の糸口を探ることを切に求めます。

二〇一一年三月十三日（日）　第五二九回憲法を守る平和行進
浜松市憲法を守る会　事務局　浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進　毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合